

資料

- 1 台東区学校教育情報化推進検討委員会設置要綱
 - 2 台東区学校教育情報化推進検討委員会委員名簿
 - 3 台東区学校教育情報化推進計画策定経過
 - 4 パブリックコメント実施結果
 - 5 台東区立学校教育情報セキュリティポリシー
- 補足資料（１）「情報活用能力」の考え方
- （２）教育情報化に関する国の計画・施策等
 - （３）中央教育審議会『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）【総論解説】

1 台東区学校教育情報化推進検討委員会設置要綱

台東区学校教育情報化推進検討委員会設置要綱

令和2年4月1日
2台教指第34号

(設置)

第1条 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）第9条第2項の規定に基づき、台東区立学校における教育の情報化推進のための基本的な計画（以下「台東区学校教育情報化推進計画」という。）の策定について検討するため、台東区学校教育情報化推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、台東区学校教育情報化推進計画の策定に関する次に掲げる事項とする。

- (1) ICT教育のための環境構成と教育情報セキュリティポリシーに関すること
- (2) 児童・生徒の情報活用能力育成のための教育内容及び評価指標に関すること
- (3) 教員のICT活用指導力向上のための評価指標に関すること
- (4) ICT教育に関する教員研修に関すること
- (5) 学校における働き方改革の推進に資する校務の情報化に関すること
- (6) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから台東区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する者及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
 - (2) 学校の代表者 2名
 - (3) 児童及び生徒の保護者の代表者 2名
- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
 - 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は教育長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(検討部会)

第6条 委員会に、第2条に定める事項に関する調査研究を行う検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員長が必要と認める事項について調査研究し、委員会へ報告する。

3 部会は、部会長及び部会員をもって構成し、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 部会長 教育改革担当課長

(2) 部会員 企画課担当係長、財政課担当係長、情報政策課担当係長、情報システム課担当係長、庶務課庶務係長、庶務課担当係長、指導課教育改革係長、指導課統括指導主事、指導課指導主事

4 第3条第4項及び第4条の規定は、部会において準用する。この場合において「委員会」とあるものは「検討部会」と、「委員長」とあるものは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、教育委員会指導課教育改革係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、台東区学校教育情報化推進計画の制定をもって廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育委員会事務局次長
企画課長
財政課長
情報政策課長
情報システム課長
庶務課長
指導課長
教育改革担当課長

2 台東区学校教育情報化推進検討委員会委員名簿

番号	所属	氏名
1	東京聖栄大学教授	有村 久春
2	台東区立小学校 PTA 連合会 (忍岡小学校)	油木 鉄兵
3	台東区立中学校 PTA 連合会 (御徒町台東中学校)	宇佐見 正人
4	台東区立小学校長会 (上野小学校)	田中 康雄
5	台東区立中学校長会 (浅草中学校)	瀬川 眞也
6	教育委員会事務局次長	梶 靖彦
7	企画課長	越智 浩史
8	財政課長	関井 隆人
9	情報政策課長	川田 崇彰
10	情報システム課長	落合 亨
11	庶務課長	佐々木 洋人
12	指導課長	瀧田 健二
13	教育改革担当課長	工藤 哲士

3 台東区学校教育情報化推進計画策定経過

年月日	検討委員会等の開催	審議内容等
令和2年4月22日	第1回台東区学校教育情報化推進検討委員会	検討委員会の設置 計画策定について 環境整備に関する論点整理 (書面開催)
令和2年6月8日	第2回台東区学校教育情報化推進検討委員会	計画策定までの流れについて 環境整備に関する論点整理 (書面開催)
令和2年7月1日	第3回台東区学校教育情報化推進検討委員会	計画の骨子案について 学習系ネットワーク環境の構成案について (書面開催)
令和2年8月27日	第4回台東区学校教育情報化推進検討委員会	「台東区学校教育情報化推進のための環境整備」について 「台東区立学校における教育情報化の基本的な考え方(案)」について (書面開催)
令和3年6月10日	第5回台東区学校教育情報化推進検討委員会	検討委員会設置要綱の改正について これからの学校教育について意見交換
令和3年10月27日	第6回台東区学校教育情報化推進検討委員会	中間のまとめについて
令和3年12月16日 ～令和4年1月6日	区民からの意見聴取	パブリックコメントの実施
令和4年1月19日	第7回台東区学校教育情報化推進検討委員会	パブリックコメントへの対応について 最終案について
令和4年1月25日	台東区教育委員会定例会	台東区学校教育情報化推進計画を議決

4 パブリックコメント実施結果

(1) 実施概要

①意見募集期間

令和3年12月16日から令和4年1月6日まで

②周知方法

区公式ホームページ及び広報たいとう 等

③閲覧場所

区公式ホームページ、区役所（6階 指導課、3階 区政情報コーナー）
生涯学習センター、各区民事務所・分室、各地区センター

④募集方法

- ・書面による郵送、持参
- ・ファクシミリ
- ・区公式ホームページの意見提出入力フォーム

(2) 受付件数 10人、15件

提出方法	人数	件数
書面郵送	0人	0件
書面持参	0人	0件
ファクシミリ	0人	0件
区公式ホームページ入力フォーム	10人	15件

5 台東区立学校教育情報セキュリティポリシー

(台東区立学校教育情報セキュリティ基本方針及び同対策基準により構成)

台東区立学校教育情報セキュリティ基本方針

令和4年3月9日策定

1 目的

本基本方針は、台東区情報セキュリティ基本方針（平成17年8月25日策定）の趣旨にのっとり、台東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び台東区立小・中学校（以下「学校」という。）が保有する学校教育に関する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、教育委員会及び学校が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) 教育ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 教育情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、学校教育に関する情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 教育情報セキュリティポリシー

本基本方針、教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、パソコン等の盗難、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機

能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、教育委員会及び学校とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① 教育ネットワーク及び教育情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む）
- ③ 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 職員等の遵守義務

職員、会計年度任用職員及び臨時職員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識をもち、校務の遂行にあたって教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

情報セキュリティ対策を推進するための組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 教育情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、校務の効率性・利便性の観点を踏まえ、教育情報システム全体に対して必要な対策を講じる。

(4) 物理的セキュリティ

通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講

じるものとする。また、情報資産へのセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 外部サービスの利用

外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

約款による外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施するとともに、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。また、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、同ポリシーの見直しを適宜行う。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 教育情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本区の学校教育に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

10 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本区の学校教育に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

台東区立学校教育情報セキュリティ対策基準

(台東区立学校教育情報セキュリティ基本方針「9 教育情報セキュリティ対策基準の策定」の規定に基づき非公開とする。)

補足資料

(1) 「情報活用能力」の考え方

※出典：『教育の情報化に関する手引(追補版)』(文部科学省／令和2年6月)(一部加工)

情報活用能力の3観点8要素 (平成18年文部科学省)

A 情報活用の実践力

- ・課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- ・必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- ・受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

B 情報の科学的な理解

- ・情報手段の特性の理解
- ・自らの情報活用を評価・改善するための理論や方法の理解

C 情報社会に参画する態度

- ・情報や情報技術の役割や影響の理解
- ・情報モラルの必要性や情報に対する責任
- ・望ましい情報社会の創造への参画



国における「情報活用能力」等の概念の深化

平成29年

文部科学省情報教育推進校 (IE-School) の実践研究により、

育成すべき資質・能力の**三つの柱に即して、**

情報活用能力を6区分に整理

情報活用能力を育成する**学習内容を4分類に整理**

【情報活用能力の6区分 (平成29年文部科学省)】

		分類
A. 知識及び技能	1 情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能	①情報技術に関する技能 ②情報と情報技術の特性の理解 ③記号の組合せ方の理解
	2 問題解決・探究における情報活用の方法の理解	①情報収集、整理、分析、表現、発信の理解 ②情報活用の計画や評価・改善のための理論や方法の理解
	3 情報モラル・情報セキュリティなどについての理解	①情報技術の役割・影響の理解 ②情報モラル・情報セキュリティの理解
B. 思考力、判断力、表現力等	1 問題解決・探究における情報を活用する力 (プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む)	事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決し、自分の考えを形成していく力 ①必要な情報を収集、整理、分析、表現する力 ②新たな意味や価値を創造する力 ③受け手の状況を踏まえて発信する力 ④自らの情報活用を評価・改善する力 等
C. 学びに向かう力、人間性等	1 問題解決・探究における情報活用の態度	①多角的に情報を検討しようとする態度 ②試行錯誤し、計画や改善しようとする態度
	2 情報モラル・情報セキュリティなどについての態度	①責任をもって適切に情報を扱おうとする態度 ②情報社会に参画しようとする態度

【情報活用能力育成のための想定される学習内容の4分類（平成29年文部科学省）】

想定される学習内容	例
基本的な操作等	キーボード入力やインターネット上の情報の閲覧など、基本的な操作の習得等に関するもの 等
問題解決・探究における情報活用	問題を解決するために必要な情報を集め、その情報を整理・分析し、解決への見通しをもつことができる等、問題解決・探究における情報活用に関するもの 等
プログラミング (問題解決・探究における 情報活用の一部として整理)	単純な繰り返しを含んだプログラムの作成や問題解決のためにどのような情報を、どのような時に、どれだけ必要とし、どのように処理するかといった道筋を立て、実践しようとするもの 等
情報モラル・情報セキュリティ	SNS、ブログ等、相互通信を伴う情報手段に関する知識及び技能を身に付けるものや情報を多角的・多面的に捉えたり、複数の情報を基に自分の考えを深めたりするもの 等

(2) 教育情報化に関する国の計画・施策等

① 「Society5.0」の提唱（第5期科学技術基本計画）

【Society5.0とは】

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。



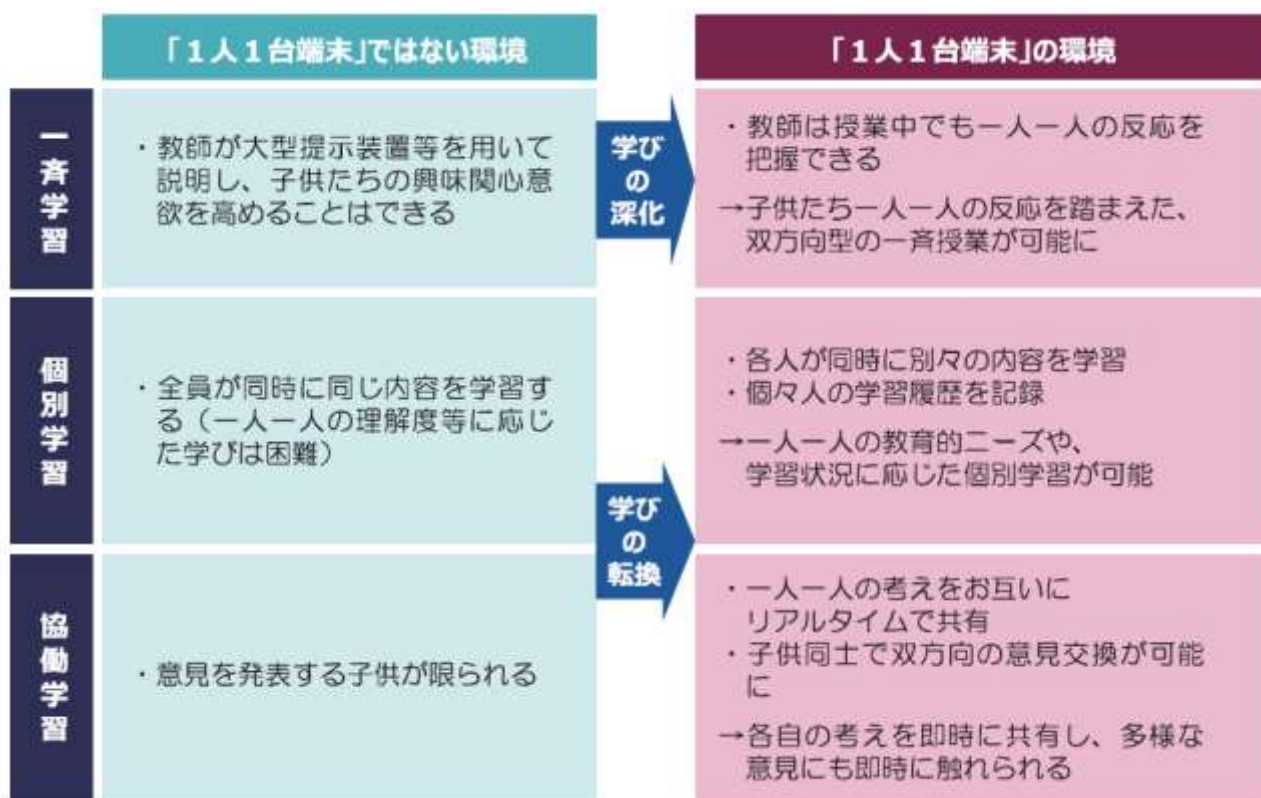
※ 出典：内閣府ホームページ (<https://www.cao.go.jp>)

②G I G Aスクール構想

※出典：リーフレット『G I G Aスクール構想の実現へ』（文部科学省／令和2年6月）
（一部加工）

G I G Aスクール構想

- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す



ICTの活用により充実する学習の例

- ☑調べ学習 課題や目的に応じて、インターネット等を用い、様々な情報を主体的に収集・整理・分析
- ☑表現・制作 推敲しながらの長文の作成や、写真・音声・動画等を用いた多様な資料・作品の制作
- ☑遠隔教育 大学・海外・専門家との連携、過疎地・離島の子供たちが多様な考えに触れる機会、入院中の子供と教室をつないだ学び
- ☑情報モラル教育 実際に情報・情報技術を活用する場面（収集・発信など）が増えることにより、情報モラルを意識する機会の増加

(3) 中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)」【総論解説】

※出典：文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp>)

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)【総論解説】

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

社会背景

【急激に変化する時代】

- 社会の在り方が劇的に変わる「**Society5.0時代**」
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な「**予測困難な時代**」
- 社会全体の **デジタル化・オンライン化、DX加速の必要性**

子供たちに育むべき資質・能力

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

【ポイント】

- ✓ これらの資質・能力を育むためには、**新学習指導要領の着実な実施**が重要
- ✓ これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、**ICTの活用**が必要不可欠

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

「日本型学校教育」とは？

子供たちの知・徳・体を一体で育む学校教育

- 学習機会と学力の保障
- 全人的な発達・成長の保障
- 身体的・精神的な健康の保障

【新しい動き】



【成果】

【今日の学校教育が直面している課題】

国際的にトップクラスの学力	子供たちの多様化	情報化への対応の遅れ
学力の地域差の縮小	生徒の学習意欲の低下	少子化・人口減少の影響
規範意識・道徳心の高さ	教員の長時間労働	感染症への対応



「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させる/
新しい時代の学校教育の実現

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現を目指す学校教育 「令和の日本型学校教育」の姿

「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」



- ✓ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓ 各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている
- # 個別最適な学び # 協働的な学び
- # 主体的・対話的で深い学び # ICTの活用

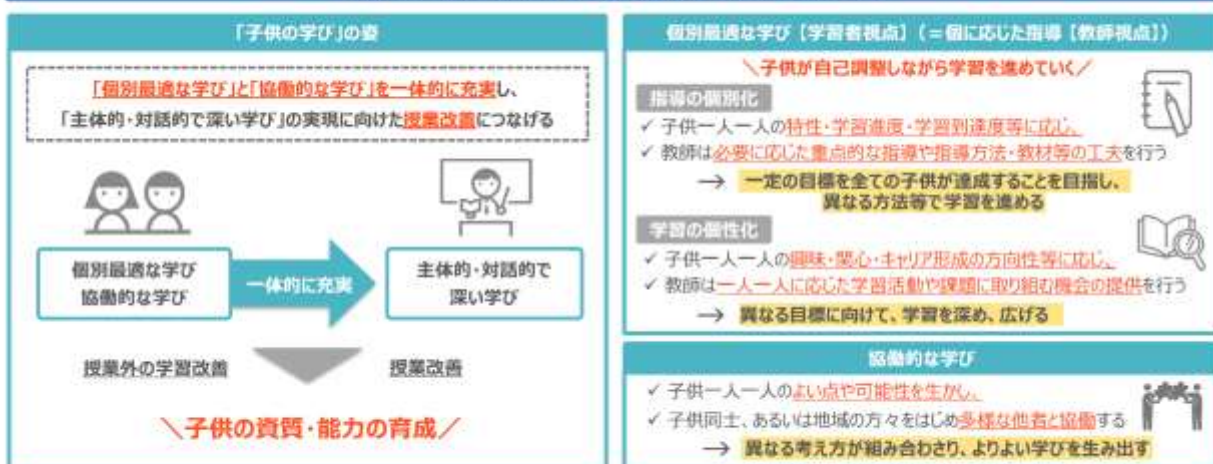


- ✓ 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓ 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓ 子供の主体的な学びを支える伴走者としての能力も備えている
- # 教師の資質・能力の向上 # 多様な人材の確保 # 家庭や地域社会との連携
- # 学校における働き方改革 # 教職の魅力発信 # 教職志望者の増加



- ✓ ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓ 新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓ 人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている
- # ICT環境の整備 # 学校施設の整備
- # 少人数によるきめ細かな指導体制

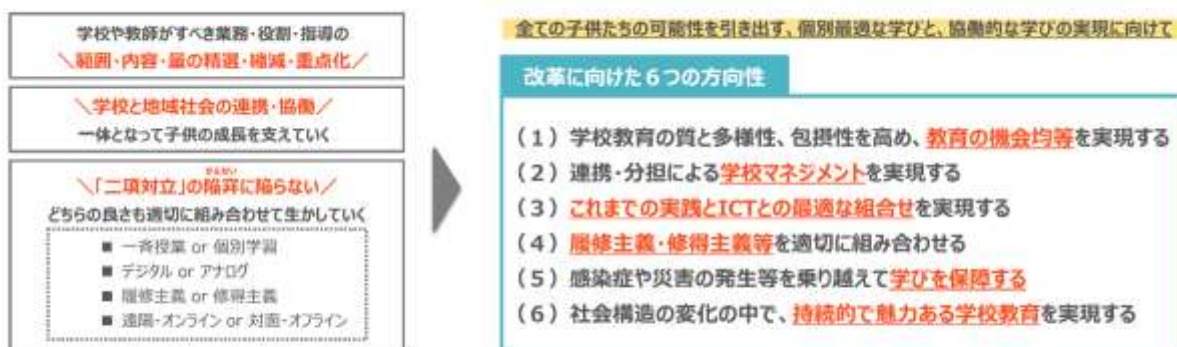
「令和の日本型学校教育」における「子供の学び」の姿について



各学校段階において目指す学びの姿

幼児教育	高等学校教育
<ul style="list-style-type: none"> ■ 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等による、質の高い教育が提供されている ■ 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれている ■ 多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学びが行われている ■ 探究的な学びやSTEAM教育など教科等横断的な学びが提供されている
義務教育	特別支援教育
<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎的・基本的な知識・技能や学習の基礎となる資質・能力等の確かな育成が行われるとともに、多様な一人一人の興味・関心等に応じた学びが提供されている ■ 児童生徒向きの学び合いや探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主催者との意識が育まれている ■ 全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境整備 ■ 障害のある子どもとない子どもが可能な限りともに教育を受けられる条件整備 ■ 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場の充実・整備

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性



5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

